

第1回 「八都県市青少年を守るためのゲームソフトに関する協議会」の結果概要

1 日時・場所

平成20年1月23日（水）13時30分～15時30分 神奈川県庁大会議場

2 出席者

別添 座席表のとおり

3 概要

(1) 八都県市青少年を守るためのゲームソフトに関する協議会について
協議会の目的、構成員、協議内容等について確認を行った。

(2) 家庭用ゲームソフトに関して青少年を守るための取組の現状について

ア 八都県市の取組の現状について

各都県市から条例の規制内容及び取組の現状等について説明がなされた。

イ 関係業界団体の取組の現状について

各団体から取組の現状等について説明がなされた。

(CERO)

・「年齢別レーティング制度」について、特に年少ユーザーの保護者の認知度が低い。

(CESA)

・「年齢別レーティング制度」の社会における認知度を向上させるべく、家庭や小・中学校及び消費者団体に向けた情報発信活動を継続的に実施、効果が現れつつある。
・近々「年齢別レーティング制度」を活用した自主規制の第3回実態調査を行う予定。

(日本テレビゲーム商業組合)

・加盟店舗へ販売店ガイドライン等を作成・配布し、「Z区分」のゲームソフトの区分陳列等の徹底を図っている。
・各都県の規制に差があり、周知が徹底されにくい。
・組合非加盟店舗への対応が必要である。

(各販売店舗等)

・各販売店においては、CESA等が定める方法により区分陳列等を行っている。
・販売店の中には、Z区分のゲームソフトを施錠されたガラスケース等に収納し、客の求めに応じて施錠を解き販売するように陳列することを始めたところもある。
・「Z区分」の認知度が低いこと、また、各都県の規制を統一化してもらいたい。
・日本フランチャイズチェーン協会加盟のコンビニエンスストア各社では、「Z区分」のゲームソフトは取り扱っていない。

(3) 家庭用ゲームソフトに関して青少年を守るための今後の取組について

(主な意見)

・各自治体のゲームソフトの規制に関して、ルールの特通化を図ってもらいたい。
・ルールを守らない非加盟店への対応が課題ではないか。
・条例で定める規制（区分陳列の方法）は「Z区分」の陳列方法として実態にそぐわないのではないか。
・この協議会のメンバーとして、プラットフォーマーやソフトメーカーを加えてはどうか。

(4) その他

・次回は、八月頃東京都内で開催する。（予定）